



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

892 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 1

893 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) 1

○ 公告

農地を利用する権利の設定に関する裁定 (農林水産振興課) 1

告 示

和歌山県告示第892号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年11月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3010700 023	ホームケア土屋 和歌山南	新宮市蓬萊2-2- 11	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社土屋	岡山県井原市井 原町192番地2 久安セントラル ビル2階	令和 7. 11. 1

和歌山県告示第893号

令和7年和歌山県告示第830号（以下「告示第830号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年11月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不明である通知の相手方

新谷宏道

大窪シゲ子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第830号のとおり

公 告

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和7年11月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字池之尻1364番	畑	721㎡
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字池之尻1673番	畑	553㎡
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字池之尻1686番	畑	940㎡

2 農地を利用する権利の内容等

内容	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補 償 金 の 額
樹園地として利用	令和8年5月1日	10か年	30,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人和歌山県農業公社 理事長 下林茂文

和歌山市茶屋ノ丁2番1

4 農地の所有者等（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいう。）に係る情報

不確知

ただし、申請に係る農地の不動産登記記録上の所有権の登記名義人

氏名 （亡）金森厚

住所 和歌山県日高郡川辺町（現：日高川町）大字中津川1383番地

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに和歌山地方法務局本局に補償金を供託する。